

# 山口県防災会議国土強靱化地域計画専門部会設置要綱

## (趣旨)

第1条 本県の国土強靱化地域計画の策定にあたり、市町・関係機関等を含めた各分野の取組を幅広く検討するため、山口県防災会議条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、山口県防災会議に国土強靱化地域計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国土強靱化地域計画案に対し意見を述べること
- (2) その他、国土強靱化地域計画の策定に関し必要な事項

## (委員)

第3条 専門部会の委員は、15名以内とし、委員及び部会長については、条例第3条の規定に基づき、会長が指名する。

## (設置期間)

第4条 専門部会の設置期間は、平成27年7月7日から平成28年3月31日までとする。

## (庶務)

第5条 専門部会の庶務は、総務部防災危機管理課で行うものとする。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関する必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。